

# 令和9年度 東京科学大学 地域特別枠推薦選抜 (医学部医学科) **長野県枠**

将来、医師として長野県の地域医療に貢献する  
熱意を持った皆さんをお待ちしております！



**定員 3名※ 全国の受験生が応募可**

※認可申請予定。調整中のため変更の可能性があります。



**地域枠での入学にあたっては、長野県医学生修学資金の貸与を受ける必要があります**

## ◎ 制度概要

月額：20万円（R8）

返還免除要件：卒業後、知事が指定する県内の医療機関における従事が、貸与期間の1.5倍（6年貸与の場合は9年間）に達したとき



**大学への出願前に長野県への申込みが必要です。**

詳細は県ホームページ又は裏面をご確認ください。

問い合わせ先

長野県医師・看護人材確保対策課

TEL：026-235-7144

Eメール：doctor@pref.nagano.lg.jp

県HPは  
こちら→



## 令和9年度東京科学大学地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）長野県枠 【概要】

長野県枠は、卒業後、医師として長野県内で一定期間勤務していただくために、入学後に長野県医学生修学資金の貸与を受けることを要件としています。

長野県医学生修学資金貸与制度に対する理解や応募の意思を確認するため、大学への出願前に、長野県への申込をお願いします。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集人員    | 3名（※認可申請予定。調整中のため変更の可能性があります。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 選抜方法    | 出願書類の評価、小論文試験、面接試験、大学共通テストの成績評価(条件付合格後)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 出願要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、長野県の地域医療に貢献する熱意と能力を有する者で、学校長の推薦を受けた者であること（出身高校は長野県内に限らない）</li> <li>・令和9年3月に高校卒業見込みの者、又は高校卒業後2年以内の者であること</li> <li>・学習成績概評がA段階（評定平均値が4.3以上）の者であること</li> <li>・長野県が実施する『令和9年度長野県医学生修学資金貸与制度』に応募することを確約した者であること</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 申込期間    | <p>令和8年10月1日（木）～令和8年10月23日（金）必着</p> <p><u>※大学への出願期間と異なるため、御注意ください。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 申込の流れ   | <p>（1）長野県医学生修学資金制度を確認・理解する<br/> 長野県のホームページ上に掲載している資料を確認いただき、<u>長野県医学生修学資金制度等について、十分に理解の上、下記（2）長野県へ申込みへ進んでください。</u><br/> <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/iryo/ishikakuho/shugaku.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/iryo/ishikakuho/shugaku.html</a> </p>                     |
|         | <p>（2）長野県へ申込み <u>※①、②いずれも必要です。</u></p> <p>①長野県電子申請サービスによる申込<br/> 下記の URL 等にアクセスし、電子申請フォームから申込ください。<br/> <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74063">https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74063</a><br/> ※長野県ホームページにもリンクを設置しています。 </p> |
|         | <p>②誓約書の提出（郵送）<br/> 様式を長野県ホームページからダウンロードいただき、必要事項を記入の上、次の宛先へ<u>簡易書留により郵送</u>ください。<br/> 宛先：〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2<br/> 長野県健康福祉部 医師・看護人材確保対策課</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | <p>（3）申し込み完了メールを受信する<br/> ①②の両方が完了した方に、県から申し込み完了メールをお送りします。<br/> あらかじめ当課のアドレス（<a href="mailto:doctor@pref.nagano.lg.jp">doctor@pref.nagano.lg.jp</a>）から<u>メールを受信</u>できるように設定してください。</p>                                                                                                                                                                                                             |
|         | <p>（4）大学への出願<br/> 令和8年11月2日（月）～令和8年11月6日（金）17時必着<br/> 長野県への申込後、大学への出願を忘れずに行ってください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 入学後の手続き | <p>令和9年4月に、長野県医学生修学資金の貸与に必要な手続きを行います。<br/> 詳細については、合格後、長野県から連絡いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 東京科学大学地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）長野県枠の試験日程

- ① 小論文試験 令和8年11月24日（火）
- ② 面接試験 令和8年11月26日（木）
- ③ 試験会場 東京科学大学（湯島キャンパス）東京都文京区湯島1-5-45
- ④ その他 詳細については、東京科学大学「地域特別枠推薦選抜（医学部医学科）学生募集要項」、「入学者選抜要項」等をご確認ください。

問合せ先：東京科学大学（医歯学系） Eメール [nyu-gakubu-02.adm@tmd.ac.jp](mailto:nyu-gakubu-02.adm@tmd.ac.jp)  
U R L <https://admissions.isct.ac.jp/>

## 長野県医学生修学資金貸与制度

将来、医師として長野県内の公立・公的医療機関等に従事する意欲のある医学生を対象として修学資金を貸与します。

### ①貸与額

月額20万円（予定）※貸与額は変更となる場合があります。

### ②修学資金返還の免除等

知事が指定する長野県内の医療機関における業務に従事した期間が、貸与期間の1.5倍（6年間貸与した場合には9年間）に相当する期間に達した場合には、修学資金の返還を免除します。返還の免除事由に該当しなかった場合には、修学資金の貸与を受けた日の翌日から10%の利息を付して返還していただくことになります。

### ③長野県医学生修学資金貸与者キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムについて

長野県医学生修学資金貸与者に適用されます。詳細は下記及び裏面をご確認ください。

## 長野県医学生修学資金貸与者 卒前支援プラン

※大学1年生から貸与を受けた場合

|          | 1年生          | 2年生         | 3年生         | 4年生                           | 5年生                           | 6年生                   |
|----------|--------------|-------------|-------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 修学資金貸与決定 | ①スタートアップセミナー |             | ⑤各種研修会等への参加 | ⑥各種研修会等への参加<br>※県内臨床研修病院合同説明会 | ⑦各種研修会等への参加<br>※県内臨床研修病院合同説明会 | ⑧各種研修会等への参加<br>医師国家試験 |
|          | ②地域医療の現場研修会  | ④各種研修会等への参加 |             |                               |                               | ⑨県と医師国家試験合格者との懇談会     |
|          | ③各種研修会等への参加  |             |             |                               |                               |                       |

在学中の6年間、修学資金を貸与

キャリア形成プログラムへ

### ③～⑧の各種研修会等

信州医師確保総合支援センターが毎年度企画する下記の研修会等を指す。

【主要研修等】 夏季交流会(8月)、秋季研修会(10月)、春季研修会(3月) ※少なくとも1つに参加

【その他研修会等】 女性医師キャリア形成支援イベント、多職種協働研修会、ブラッシュアップセミナー 等

※研修等の詳細については、毎年度、対象者に通知

他に、年1回、信州医師確保総合支援センター専任医師(担当者)と面談を実施

# キャリア形成プログラム①

〔大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕

※令和7年(2025年)4月1日時点でのモデルであり、今後、見直す可能性があります。

長野県医学生  
修学資金貸与  
(6年)

大学での勉学

医師免許取得

義務の履行(9年+義務年限外(中断期間)※8)

調整可能※7

初期臨床  
研修  
(2年)

県内臨床研修  
指定病院

プライマリケアの  
習得

専門研修  
(後期)  
(3年)

原則、県内病院  
(県外病院での研修は  
「義務年限」対象外)

専門科の研修※1  
【専門知識・技術  
の習得】

総合診療・直当・救急  
などの研修  
【医師不足病院勤務  
への準備】

勤務  
(4年)

県内公立・公的病院等※3

中核病院(1年)※4  
○ 専門科の業務に主に従事  
○ 専門研修の延長期間

医師不足病院(3年)※5  
○ 総合診療、一般内科、一般  
外科、救急科のいずれかの  
業務  
【地域の医師不足を考慮】  
○ 上記以外の専門科の業務も  
一定程度従事可能※6  
【専門性への配慮】

義務年限後の県内病院への勤務について支援

- ※1: 専門科の選択は全ての診療科で可能ですが、医師不足病院での勤務において専門科での従事を保証するものではありません。  
 ※2: 「勤務」期間における就業は、原則、別途県が定める「医師少数区域等」に所在する医療機関において従事するものとします。  
 ※3: 医師少数区域については、一定の政策医療を担う民間病院を含む。  
 ※4: 原則、「医師少数区域等」に所在する病院で、地域を代表する病院。  
 ※5: 原則、「医師少数区域等」に所在する病院で、その地域の地域医療を担う中規模以下の病院。  
 ※6: 専門科によっては専門医資格取得に影響が生ずる場合があります。  
 ※7: 「専門研修」期間及び「勤務」期間については、本人の希望により調整可能とします。  
 ※8: ①3年を超える専門研修について、2年を限度に義務年限外として認め、義務年限を当該期間と同期間延長します。  
 ②勤務区分における県内大学病院での勤務について1年を限度に義務年限外として認め、義務年限を当該期間と同期間延長します。  
 (※8②は令和8年度の配置から適用)

# キャリア形成プログラム②

(産婦人科等、知事が特に認める診療科)※1

〔大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕

長野県医学生  
修学資金貸与  
(6年)

大学での勉学

医師免許取得

プログラムの選択

義務の履行(9年+義務年限外(中断期間)※4)

初期臨床  
研修  
(2年)

県内臨床研修  
指定病院

プライマリケアの  
習得

専門  
研修  
(3年)

原則、県内病院  
(県外病院での研修  
は「義務年限」外(義  
務中断)とし、最長3  
年)

専門科の研修【専門  
知識・技術の習得】

勤務  
(4年)

県内の中核病院等※2

中核病院等での勤務※3  
○ 産婦人科等の業務に従事  
○ 専門研修の延期間として  
活用  
【地域の医師不足を考慮】

義務年限後の県内病院への勤務について支援

- ※1: 産婦人科等、県内における医師不足の解消・医療体制の確保のため、知事が特に必要と認める診療科。  
 ※2: 別途県が定める「医師少数区域」に所在する病院で、地域を代表する病院。  
 所在しない場合は、医師少数区域の他の医療機関を支援することを要件とします。  
 ※3: 県内の医療状況と、医療機能の分化と連携の観点等を考慮して決定します。  
 ※4: ①3年を超える専門研修について、2年を限度に義務年限外として認め、義務年限を当該期間と同期間延長します。  
 ②勤務区分における県内大学病院での勤務について1年を限度に義務年限外として認め、義務年限を当該期間と同期間延長します。  
 (※4②は令和8年度の配置から適用)

※令和7年(2025年)4月1日時点でのモデルであり、今後、見直す可能性があります。